○外務省告示第四百二十七号

平成二十八年十月二十日にタシケントで、省庁間の機動的なチーム設置を通じたウズベキスタンにおけるアフガニスタン産麻薬取引防止計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入の間に行われた。

1　協力の目的及び内容　省庁間の機動的なチーム設置を通じたウズベキスタンにおけるアフガニスタン産麻薬取引防止計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との

2　贈与額　二億六千三百万円

3　署名者

日本側　伊藤伸彰在ウズベキスタン大使

国際連合側　アシータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所中央アジア地域事務所地域代表

平成二十八年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千二百八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十九年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

農林水産大臣　山本　有二

平成二十九年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、岐阜県、愛媛県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	二、二六〇円　二、〇三〇円　一、八一〇円　一、五八〇円　一、三六〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、五九〇円　二、二六〇円　二、〇三〇円　一、八一〇円　一、五八〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、九三〇円　二、五九〇円　二、二六〇円　二、〇三〇円　一、八一〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第二千二百九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十九年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

農林水産大臣　山本　有二

平成二十九年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一三、五三〇円　一二、一八〇円　一〇、八二〇円　九、四七〇円（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第八条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第二条第四項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、一二、八一〇円　一一、五五〇円　一〇、二九〇円　九、一三〇円　八、一二〇円　八、一二〇円）
二類	北海道及び東京都の区域	三二、三四〇円　二九、一一〇円　二五、八七〇円　二二、六四〇円　一九、四〇〇円
	福島県の区域	四〇、六四〇円　三六、五八〇円　三二、五一〇円　二八、四五〇円　二四、三八〇円
	熊本県の区域	三七、九三〇円　三四、一四〇円　三〇、三四〇円　二六、五五〇円　二二、七六〇円
	宮崎県の区域	五三、九三〇円　四八、五四〇円　四三、一四〇円　三七、七五〇円　三二、三六〇円
	鹿児島県の区域	五一、九二〇円　四六、七三〇円　四一、五四〇円　三六、三四〇円　三一、一五〇円
三類	北海道及び東京都の区域	六一、六〇〇円　五五、四四〇円　四九、二八〇円　四三、一二〇円　三六、九六〇円
	長野県の区域	九六、三九〇円　八六、七五〇円　七七、一一〇円　六七、四七〇円　五七、八三〇円
	長崎県の区域	一七六、三〇〇円　一五八、六七〇円　一四一、〇四〇円　一二三、四一〇円　一〇五、七八〇円
	熊本県の区域	九二、〇八〇円　八二、八七〇円　七三、六六〇円　四四、四六〇円　五五、二五〇円
四類	北海道及び東京都の区域	四二、五五〇円　三八、三〇〇円　三四、〇四〇円　二九、七九〇円　二五、五三〇円
	福島県の区域	六一、四六〇円　五五、三一〇円　四九、一七〇円　三三、〇二〇円　三六、八八〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	八〇、六一〇円　七二、五五〇円　六四、四九〇円　六六、四三〇円　四八、三七〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	四四、三六〇円　三九、九二〇円　三五、四九〇円　一、〇五〇円　二六、六二〇円